

(四) 共同委員会は、×年一回、×月之ヲ開催シ、労働条件に關する

問題を再協議決定すること

(五) 市電は本協約締結期間中に於ては労働条件の低下、並に該市

事は絶對行はぶること

(六) 東京交通労働組合は本協約締結期間中は產業平和を攪亂する

如き不穩な行動を行はぶるは勿論、進んで能率増進に協する

ること

(七) 市電は當局對東交の査問委員会に於て協議決定するに此

れは處罰による誠首は行はぶること

團體協約權獲得斗争、即ち東交本部の持った、斗争第一主義

協調主義への転向と論難する代議員に向つて、河野平次は、

關係に於て、第二更生案を前にして、東交は罷業斗争を放棄するも

のではない。些少の問題に關しては協約締結を要し、單位の實力を

して、罷業敢行の決意を持つことに於ては、従来組合方針と變

もなければならぬと述べた。

この點に就いて、篠田も亦、現下の社会狀況からして、罷業

為すことは必ずしも組合員によき結果を期待し得らるるものではな

い。

組合が右傾化したものでもないので、その發展上團體協約の妥當性を  
認め、本案上提の運動となつたのであると言ひ、柳島毅下代吉の  
團體協約締結に依つて彈圧が防衛出來ると考へるは、大層な認識  
不足からなる。巨額の債務と、赤字に見舞はれてゐる市電が、假令協約  
を締結したところで、貸銀低下誠首を絶對に行はないとは考へられ  
ない。且つ斗争を強調すれば、熊本利男は、組合が無統制であるなら  
は免れず、強固な組織と團結下にあつて非屈辱的締結を存すべき  
、斯う杞憂は無い。三年或は五年、締結の効果があるならば、労働  
組合受難時代であり防衛時代である今日、東交の為寧ろ有利ではな  
いかと結ぶ、討論後一三三句修正を以て、満場一致團體協約締結  
と中心とする運動方針書全体に亘つて之を可決した。

議案(三)として規約改正案及自動車部提案の本部費値下案(現在の  
十五銭を十銭とする)が上提せられた。後者に就いては電車部及非  
務部一部、反對意見に一時議場の活氣をみせたが、結局値下は前  
提として、新本部に依り、財政確立小委員会を設置し調査研究して  
、次期中天委員に於て決定すること、なつた。(大会後の情勢二十  
五頁参照)

次いで第二更生案反對斗争方針並斗争對策、電氣向公債二億三千